

個別規程 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス

令和 8 年 7 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
タイプ D	ドコモが提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及びドコモが仕様を定めて提供する SIM カード又は SIM プロファイルを利用するもの
タイプ K	KDDI が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び KDDI が仕様を定めて提供する SIM カード又は SIM プロファイルを利用するもの
タイプ I	ドコモが提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び当社が仕様を定めて提供する SIM カード又は SIM プロファイルを利用するもの

第 2 条(品目)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、種類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

(1) タイプ D 関係

品目	内容
回線提供タイプ	別紙 1 に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

(2) タイプ K 関係

品目	内容
回線提供タイプ	別紙 2 に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

(3) タイプ I 関係

品目	内容
回線提供タイプ	別紙 3 に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

第 3 条(回線種別)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、種類毎に、次の回線種別（以下この個別規程において「回線種別」といいます。）があります。

(1) タイプ D 関係

回線種別	内容
LTE	ドコモの 5G 網及び LTE 網を利用するもの

(2) タイプ K 関係

回線種別	内容
LTE	KDDI の 5G 網及び LTE 網を利用するもの

(3) タイプ I 関係

回線種別	内容
LTE	ドコモの 5G 網及び LTE 網を利用するもの。ただし、種類をタイプ D、回線種別を LTE とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて提供するドコモの 5G 網及び LTE 網とは仕様が異なります。

第 4 条(SIM 契約タイプ及び開通トリガ)

種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、当該サービスにおいて提供される SIM カード（以下この個別規程で「タイプ I 用 SIM カード」といいます。）及び SIM プロファイルに応じて次の SIM 契約タイプ（以下この個別規程において「SIM 契約タイプ」といいます。）があります。タイプ I 用 SIM カードを利用する契約者は、タイプ I 用 SIM カード毎に、第 1 号のいずれかの SIM 契約タイプを指定するものとします。

(1) タイプ I 用 SIM カード関係

SIM 契約タイプ	内容
月額	契約者が暦月あたりのバンドルクーポン(注)の容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が月額払いのもの
プリペイド	契約者がバンドルクーポン(注)の利用期間及び容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が前払いのもの

(注)種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、バンドルクーポンとは、利用者がドコモの LTE 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

(2) SIM プロファイル関係

SIM 契約タイプ	内容
月額	契約者が暦月あたりのバンドルクーポン(注)の容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が月額払いのもの
プリペイド	契約者がバンドルクーポン(注)の利用期間及び容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が前払いのもの

(注)種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、バンドルクーポンとは、利用者がドコモの LTE 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

2 種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、タイプ I 用 SIM カード及び SIM プロファイルに応じて次の開通トリガ(以下この個別規程において「開通トリガ」といいます。)があります。タイプ I 用 SIM カードを利用する契約者は、タイプ I 用 SIM カード毎に、第 1 号のいずれかの開通トリガを指定するものとします。

(1) タイプ I 用 SIM カード関係

開通トリガ	内容
アタッチ	当社が別途定める方法により契約者がタイプ I 用 SIM カードを開通した日を、タイプ I 用 SIM カードの開通日とするもの
マニュアル	当社が別途定める方法により契約者がタイプ I 用 SIM カードを開通する日として指定した日を、タイプ I 用 SIM カードの開通日とするもの

(2) SIM プロファイル関係

開通トリガ	内容
ノーマル	当社が別途定める方法により契約者が SIM プロファイルを開通する日として指定した日を、SIM プロファイルの開通日とするもの

第 5 条(最低利用期間)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約」といいます。)においては、別途当社が定める場合を除き、最低利用期間はありません。

第 6 条(サービスの提供区域)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの提供区域は、ドコモ又は KDDI が定める提供区域のうち当社が指定する提供区域とします。

第 7 条(IP アドレスの特定)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを利用することはできません。

第 8 条(利用資格)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第 9 条(利用条件)

契約者は、第三者に販売する目的において IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを利用することができ、自ら利用する目的で IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを利用してはならないものとします。

2 契約者は、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第 2 項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 種類をタイプ D 又はタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

6 種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

7 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの移動無線通信網に接続する端末設備が、第 5 項又は前項の条件を満たしている場合であっても、契約者は、当社、ドコモ又は KDDI から当該端末設備に起因する混信等の防止の目的で協力を求められた場合には、これに従うものとします。また、ドコモ又は KDDI は、当該混信等の除去を行うときがあり、それが IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に影響を及ぼす場合があります。

8 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて音声通信役務を提供する場合は、契約者は携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律(平成 17 年 31 号)の規定に基づく本人確認等、携帯音声通信役務を提供する者の義務を遵守するとともに、音声通信役務について当社が別途定める条件に従うものとします。

9 種類をタイプ D、機能区分を SMS 機能又は音声通話機能とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者は、当該サービスにおいて、ドコモが提供する危険 SMS 拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、当該機能の適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (i) 種類をタイプ D、回線種別を LTE、機能区分を SMS 機能又は音声通話機能とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用開始日に自動適用されます。
- (ii) 「SMS 一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

10 種類をタイプ K、機能区分を SMS 機能又は音声通話機能とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者は、当該サービスにおいて、KDDI が提供する迷惑 SMS ブロック設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、KDDI によって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、当該機能の適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。迷惑 SMS ブロック設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (i) 種類をタイプ K、回線種別を LTE、機能区分を SMS 機能又は音声通話機能とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用開始日に自動適用されます。

11 契約者は、当社が、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約を締結するか、又は、電気通信事業者と相互接続協定を締結することがあることをあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合にあっては、契約者は、かかる電気通信事業者と契約者の契約締結を当社が取次ぐことによりに IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを提供すること(ただし当社から契約者の個人情報の提供は行われません)をあらかじめ同意するものとします。

第 10 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 種類(別紙 1 の 2.月額費用(3)及び別紙 2 の 2.月額費用(3)に定める機能区分が、音声通話機能である場合に限ります。)
- (2) 回線数(回線数に比例する SIM カード又は SIM プロファイル数。タイプ I 用 SIM カード又は SIM プロファイルは、当該 SIM カード又は SIM プロファイルで付与されるクーポン消費後、クーポンを追加せずに 7 日経過した場合利用不能となり、無くなったものとしてカウントされます。また、SIM 契約タイプをプリペイドとするタイプ I 用 SIM カードの開通日(開通トリガにより異なるものとします。))が、契約者の指定する送付先に当該 SIM カードが到着した日から 4 年以内に決定されない場合においても、当該 SIM カードは利用不能となり、無くなったものとしてカウントされます。)
- (3) バンドルクーポン量(タイプ D 又はタイプ K に限ります。)
- (4) 追加クーポン量(タイプ D 又はタイプ K に限ります。)
- (5) 機能区分(別紙 1 の 2.月額費用(3)及び別紙 2 の 2.月額費用(3)に定めるもの。)
- (6) 形状区分(別紙 1 の 2.月額費用(3) 及び別紙 2 の 2.月額費用(3)に定めるもの。)
- (7) SIM 契約タイプ(タイプ I を利用している場合であって、プリペイドから月額への変更に限ります。また、タイプ I 用 SIM カード又は SIM プロファイルの開通日からバンドルクーポンの利用期間終了日の前日までに変更の請求をする必要があります。)
- (8) 前 7 号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 11 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書又は電磁的方法により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 種類をタイプ D 又はタイプ K、かつ、品目を回線提供タイプとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、次のオプションがあります。

(1) 遠隔開通オプション

当社の指定する装置の利用により無線通信を経由して開通、形状区分の変更又は機能区分の変更(種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスに限りま
す。)が可能な音声通話機能付 SIM カードを提供するものであって、当社が別途定める仕
様に基づき提供するもの

(2) タイプ K 開通端末オプション

遠隔開通オプションを利用する、種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォー
ムサービスの契約者に対し、当該オプションを利用するために必要な装置(以下「タイプ K
開通端末用装置」といいます。)を当社が貸与するものであって、当社が別途定める仕様
に基づき提供するもの。タイプ K 開通端末オプションには 1 台構成及び 2 台構成の品目
があります。

(3) モバイルオプション

他社が定める特定のサービスの利用手段(ライセンスキー等)を提供するもの

(4) 同梱端末 IMEI 情報連携オプション

契約者が、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける貸与機器(SIM カード、そ
の他当該サービスにおいて当社が貸与機器として指定する物をいいます。以下この個別
規程において同じとします。)の貸与を受けると同時に、貸与機器を利用するための移動
無線機器の調達に係る契約を当社と締結した場合において、当社が、当該貸与機器と当
該移動無線機器を同梱して契約者の指定する送付先に発送する際の機器情報の一覧
(貸与機器のサービスコードと移動無線機器のシリアル番号(IMEI)の一覧とします。貸与機
器と移動無線機器を関連づける情報は含みません。)を電磁的方法により当社が別途定
める仕様に基づき提供するもの

3 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

4 遠隔開通オプションを利用するために必要となる当社の指定する装置については、次の各号の
定めが適用されるものとします。

(1) 種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者にあつて
は、契約者自身により用意及び設定をする必要があります。

(2) 種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者にあつて
は、当社に対しタイプ K 開通端末オプションの利用を申し込み、当該オプションで貸与され
る装置について契約者自身で設定をする必要があります。

5 オプションサービスの利用の停止の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

(1) 遠隔開通オプション、タイプ K 開通端末オプション及び同梱端末 IMEI 情報連携オプシ
ョンの利用において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当
社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生

じる日として指定した日のいずれか遅い日。ただし、遠隔開通オプションにおいて、当該オプションを利用した回線を当社が指定する期日までに開通させない場合にあっては当該期日。

(2) モバイルオプションの利用において、契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日。

第 12 条(機器の選定)

貸与機器は、契約回線数に応じて、又は契約者が指定できる種類等がある場合にはその種類等の中から、当社が選択して貸与するものとします。

第 13 条(機器の管理)

契約者は、当社が貸与するタイプ K 開通端末用装置及び貸与機器(以下併せて「貸与品」といいます。)につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、貸与品の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与品としての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与品について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、貸与機器を日本国外で使用するものの当否につき、一切の保証を行いません。
- (4) 貸与品を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他貸与品(種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて提供する貸与機器を除きます。)を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく貸与品を当社に返還するものとします。

第 14 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、貸与品に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該貸与品を当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替貸与品の送付を行います。

3 タイプ K 開通端末用装置の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 2 の 3.一時費用(5)に定める金額を支払うものとします。

4 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.一時費用(8)又は別紙 2 の 3.一時費用(6)に定める金額を支払うものとします。

5 契約者は、SIM プロファイルに故障が生じたときは、遅滞なく当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

第 15 条(亡失品に関する措置)

契約者は、貸与品(種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて提供する貸与機器を除きます。)を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替貸与品の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 13 条(機器の管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の当該貸与品を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 13 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 16 条(ソフトウェアの利用)

契約者は、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとします。

第 17 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 18 条(料金)

契約者が、種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。

2 契約者が、種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。

3 契約者が、種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 3 のとおりとします。

4 前 3 項の場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。ただし、種類をタイプ I、SIM 契約タイプをプリペイドとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの月額費用の支払義務は、当社が定める方法により、契約者がタイプ I 用 SIM カード又は SIM プロファイルの容量及び利用期間を指定した日に発生するものとします。

5 契約者が IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと当社が指定するモバイルに関するサービスを同時利用している場合であって、契約者と当社との間で当該モバイルに関するサービス契約において IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの料金を合意した場合には、当該合意が別紙 1 又は別紙 2 に優先するものとします。

第 19 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスは、ドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

3 モバイルオプションは、他社が定める特定のサービスの利用手段(ライセンスキー等)を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は利用の結果について、一切の保証を行いません。

第 20 条(品質及び利用の公平性の確保を目的とした機能の制限)

IIJモバイルMVNOプラットフォームサービスにおいては、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、その目的のために必要な範囲において、以下の措置の全部又は一部を講ずる場合があります。

- (1) 契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限すること
- (2) 短期間に著しく大容量若しくは多数の通信があった場合又は長時間にわたる継続的な通信によって帯域占有がなされている場合等、IIJモバイルMVNOプラットフォームサービスを提供するための電気通信設備に支障を生じせしめる恐れがあると当社が判断した場合、かかる支障を回避するために必要な範囲において、通信の利用を制限し、又は、通信品質の調整を行う措置を講ずること
- (3) IIJモバイルMVNOプラットフォームサービスについて、当社は、次の対応をすることがあります。
 - (i) 契約者の通話回数又は通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高水準となっている又はその恐れがあることが確認された場合、必要に応じ当社の判断により当該IIJモバイルMVNOプラットフォームサービスの提供を中断した上、契約者に対して、第三者による不正使用の可能性等を含む利用状況の確認を行うこと
 - (ii) 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した又は当社の仕様上想定している音声携帯通話の一般的な利用時間を超過した通話利用が確認されたとき、当該利用者の発信を制限する又は当該IIJモバイルMVNOプラットフォームサービスを停止すること

第 21 条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

第 22 条(JAPAN ローミング™機能)

JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、次の表の規定により、その回線に係る情報を、他の携帯電話事業者(ドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社のいずれかとなります。以下同じとします。)を通じて次の表に規定する相手先に通知することがあります。ただし、次の表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
-----------	---------

1 発信を行った回線に係る電話番号又は端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった回線等又は他の携帯電話事業者
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により他の携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の携帯電話事業者が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその回線に係る電話番号又は端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号)	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関若しくは他の携帯電話事業者

備考

- (1) JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち 184 又は 186 をダイヤルした場合、通話ができない場合があります。
- (2) JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち 184 をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、本条に基づく通知を行うことがあります。

附則

平成 24 年 3 月 1 日施行

この契約約款は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

平成 24 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

平成 25 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

平成 25 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

平成 27 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

平成 27 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

平成 28 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

平成 28 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 28 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

平成 28 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

平成 29 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 30 年 5 月 8 日変更

この契約約款は、平成 30 年 5 月 8 日から実施します。

平成 30 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

平成 30 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

平成 30 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

平成 31 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和元年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

令和 2 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

令和 2 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

令和 2 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

令和 2 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

令和 2 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

令和 3 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

令和 3 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 9 月 1 日から実施します。

令和 3 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

令和 4 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

令和 4 年 3 月 24 日変更

この契約約款は、令和 4 年 3 月 24 日から実施します。

令和 5 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 2 月 1 日から実施します。

令和 5 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 3 月 1 日から実施します。

令和 5 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。

令和 5 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 11 月 1 日から実施します。

令和 6 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 3 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 7 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。

令和 8 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。

令和 8 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 2 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 17 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 17 日から実施します。

令和 8 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 6 月 1 日から実施します。

令和 8 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 7 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける料金等(タイプ D) [第 18 条第 1 項関係]

1 初期費用

- (1) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額
- (2) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、登録手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション、モバイルオプション及び同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 回線維持費用

回線種別	品目	料金
LTE	回線提供タイプ	別途契約者に示す金額

備考

- (1)回線提供タイプの料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) 月額回線費用

(i)回線提供タイプ(バンドルクーポン関連)

バンドルクーポン量	料金
なし	別途契約者に示す金額
100MB	別途契約者に示す金額
200MB	別途契約者に示す金額
300MB	別途契約者に示す金額
400MB	別途契約者に示す金額
500MB	別途契約者に示す金額
600MB	別途契約者に示す金額
700MB	別途契約者に示す金額
800MB	別途契約者に示す金額
900MB	別途契約者に示す金額

1GB	別途契約者に示す金額
2GB	別途契約者に示す金額
3GB	別途契約者に示す金額
3.1GB	別途契約者に示す金額
4GB	別途契約者に示す金額
5GB	別途契約者に示す金額
6GB	別途契約者に示す金額
7GB	別途契約者に示す金額
8GB	別途契約者に示す金額
9GB	別途契約者に示す金額
10GB	別途契約者に示す金額
12GB	別途契約者に示す金額
14GB	別途契約者に示す金額
15GB	別途契約者に示す金額
16GB	別途契約者に示す金額
20GB	別途契約者に示す金額
25GB	別途契約者に示す金額
30GB	別途契約者に示す金額
35GB	別途契約者に示す金額
40GB	別途契約者に示す金額
45GB	別途契約者に示す金額
50GB	別途契約者に示す金額
55GB	別途契約者に示す金額
60GB	別途契約者に示す金額
65GB	別途契約者に示す金額
70GB	別途契約者に示す金額
75GB	別途契約者に示す金額
80GB	別途契約者に示す金額
85GB	別途契約者に示す金額
90GB	別途契約者に示す金額
95GB	別途契約者に示す金額
100GB	別途契約者に示す金額
150GB	別途契約者に示す金額

200GB	別途契約者に示す金額
2000GB	別途契約者に示す金額

備考

(1)品目：回線提供タイプにおいては、バンドルクーポン量を指定していただきます。バンドルクーポンとは、利用者がドコモの 5G 網及び LTE 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

(2)バンドルクーポンの割り当て方を指定していただきます。

(i)当社が毎月の初日において契約者に割り当てる方式(バンドルクーポンの有効期間は当該月の翌月末日までとします)

(ii)契約者が指定した日数に応じて、当社が割り当てる方式

(3)種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの双方を利用している契約者にあつては、一方の種類のサービスで割り当てられたバンドルクーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(ii)回線提供タイプ(追加クーポン関連)

追加クーポン量	料金(単価)
100MB	別途契約者に示す金額

備考

(1)品目：回線提供タイプにおいては、追加クーポンを利用することができます。追加クーポンとは、一定のデータ量単位毎に追加して利用することができるデータ通信量であつてバンドルクーポン以外のものをいいます。

(2)追加クーポンには、有効期間が、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から 3 ヶ月後の月末までのもの及び当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までのもの(後者を「当月有効追加クーポン」といいます。)があります。

(3)種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの双方を利用している契約者にあつては、一方の種類のサービスで割り当てられた追加クーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(3) 貸与機器

(i)回線提供タイプ

機能区分	形状区分	料金
データ通信機能	標準 SIM カード	0 円
	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円

	マルチ SIM カード	0 円
SMS 機能	標準 SIM カード	別途契約者に示す金額
	マイクロ SIM カード	別途契約者に示す金額
	nanoSIM カード	別途契約者に示す金額
	マルチ SIM カード	別途契約者に示す金額
音声通話機能	標準 SIM カード	別途契約者に示す金額
	マイクロ SIM カード	別途契約者に示す金額
	nanoSIM カード	別途契約者に示す金額
	マルチ SIM カード	別途契約者に示す金額

備考

(1)データ通信機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる機能をいいます。

(2)SMS 機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能をいいます。

(3)音声通話機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話が可能な機能をいいます。

(4) 電話ユニバーサルサービス料

細目	料金
電話ユニバーサルサービス料 (注 1)	2 円/1 電話番号(注 2)

(注 1)電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(5) 第 11 条(オプションサービス)に定める同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあっては 0 円

(6) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション及びモバイルオプションの利用にあつては別途契約者に示す金額

(7) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注 1)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があります、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

(8) BB ユニバーサルサービス料

細目	料金
BB ユニバーサルサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注 1) BB ユニバーサルサービスとは、人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、必要な費用を各通信事業者が応分に負担する制度です。当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づき年度ごとに変更される場合があります。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)対象外役務に該当し、事前に申請のあった対象を除きます。

3 一時費用

(1) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として別途契約者に示す金額

- (2) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 5 号に定める SIM カードの機能の変更にあつては、変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (3) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 6 号に定める SIM カードの形状の変更にあつては、変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (4) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションを利用した SIM カードの開通又は形状変更にあつては、1 回線あたり開通費用又は変更手数料として別途契約者に示す金額
- (5) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションの SIM カード送付にあつては、1 配送あたり送料として別途契約者に示す金額
- (6) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションを利用した回線を当社が指定する期日までに開通させない場合にあつては、1 回線あたり解約費用として別途契約者に示す金額
- (7) 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)第 4 項に基づく費用について、当社が貸与機器として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (8) 第 15 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用について、当社が貸与機器として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (9) 音声通話機能付 SIM カードの利用において、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を当社から他の電気通信事業者に変更することをいいます。)による転出が生じた場合にあつては、MNP 転出手数料として当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける料金等(タイプ K) [第 18 条第 2 項関係]

1 初期費用

- (1) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額
- (2) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、登録手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション、タイプ K 開通端末オプション、モバイルオプション及び同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 回線維持費用

回線種別	品目	料金
LTE	回線提供タイプ	別途契約者に示す金額

備考

(1)回線提供タイプの料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) 月額回線費用

(i)回線提供タイプ(バンドルクーポン関連)

バンドルクーポン量	料金
なし	別途契約者に示す金額
100MB	別途契約者に示す金額
200MB	別途契約者に示す金額
300MB	別途契約者に示す金額
400MB	別途契約者に示す金額
500MB	別途契約者に示す金額
600MB	別途契約者に示す金額
700MB	別途契約者に示す金額
800MB	別途契約者に示す金額
900MB	別途契約者に示す金額

1GB	別途契約者に示す金額
2GB	別途契約者に示す金額
3GB	別途契約者に示す金額
3.1GB	別途契約者に示す金額
4GB	別途契約者に示す金額
5GB	別途契約者に示す金額
6GB	別途契約者に示す金額
7GB	別途契約者に示す金額
8GB	別途契約者に示す金額
9GB	別途契約者に示す金額
10GB	別途契約者に示す金額
12GB	別途契約者に示す金額
14GB	別途契約者に示す金額
15GB	別途契約者に示す金額
16GB	別途契約者に示す金額
20GB	別途契約者に示す金額
25GB	別途契約者に示す金額
30GB	別途契約者に示す金額
35GB	別途契約者に示す金額
40GB	別途契約者に示す金額
45GB	別途契約者に示す金額
50GB	別途契約者に示す金額
55GB	別途契約者に示す金額
60GB	別途契約者に示す金額
65GB	別途契約者に示す金額
70GB	別途契約者に示す金額
75GB	別途契約者に示す金額
80GB	別途契約者に示す金額
85GB	別途契約者に示す金額
90GB	別途契約者に示す金額
95GB	別途契約者に示す金額
100GB	別途契約者に示す金額
150GB	別途契約者に示す金額

200GB	別途契約者に示す金額
2000GB	別途契約者に示す金額

備考

(1)契約者にてバンドルクーポン量を指定していただきます。バンドルクーポンとは、利用者が KDDI の 5G 網及び LTE 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

(2)バンドルクーポンの割り当て方を指定していただきます。

(i)当社が毎月の初日において契約者に割り当てる方式(バンドルクーポンの有効期間は当該月の翌月末日までとします)

(ii)契約者が指定した日数に応じて、当社が割り当てる方式

(3)種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの双方を利用している契約者にあつては、一方の種類のサービスで割り当てられたバンドルクーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(ii)回線提供タイプ(追加クーポン関連)

追加クーポン量	料金(単価)
100MB	別途契約者に示す金額

備考

(1)品目：回線提供タイプにおいては、追加クーポンを利用することができます。追加クーポンとは、一定のデータ量単位毎に追加して利用することができるデータ通信量であつてバンドルクーポン以外のものをいいます。

(2)追加クーポンには、有効期間が、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から 3 ヶ月後の月末までのもの及び当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までのもの(後者を「当月有効追加クーポン」といいます。)があります。

(3)種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの双方を利用している契約者にあつては、一方の種類のサービスで割り当てられた追加クーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(3) 貸与機器

(i)回線提供タイプ

機能区分	形状区分	料金
SMS 機能	マルチ SIM カード	0 円
音声通話機能	マルチ SIM カード	別途契約者に示す金額

備考

(1)SMS 機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能をいいます。

(2)音声通話機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話が可能な機能をいいます。

(4) 電話ユニバーサルサービス料

細目	料金
電話ユニバーサルサービス料 (注)	2 円/1 電話番号

(注)電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づき KDDI が当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(5) 第 11 条(オプションサービス)に定める同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては 0 円

(6) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション、タイプ K 開通端末オプション及びモバイルオプションの利用にあつては当社が別途契約者に示す金額

(7) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注)	1 電話番号毎の課金とし、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づき KDDI が当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(8) BB ユニバーサルサービス料

細目	料金
BB ユニバーサルサービス料 (注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、 当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注 1) BB ユニバーサルサービスとは、人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、必要な費用を各通信事業者が応分に負担する制度です。当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づき年度ごとに変更される場合があります。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)対象外役務に該当し、事前に申請のあった対象を除きます。

3 一時費用

- (1) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として別途契約者に示す金額
- (2) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 6 号に定める形状区分の変更にあつては、変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (3) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションを利用した SIM カードの開通又は形状変更にあつては、1 回線あたり開通費用又は変更手数料として別途契約者に示す金額
- (4) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションの SIM カード送付にあつては、1 配送あたり送料として別途契約者に示す金額
- (5) 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく費用について、当社がタイプ K 開通端末用装置として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (6) 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)第 4 項に基づく費用について、当社が貸与機器として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (7) 第 15 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用について、当社が貸与品として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (8) 音声通話機能付 SIM カード又は SIM プロファイルの利用において、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を当社から他の電気通信事業者に変更することをいいます。)による転出が生じた場合にあつては、MNP 転出手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (9) 第 11 条(オプションサービス)に定める同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては、0 円

別紙 3 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける料金等(タイプ I) [第 18 条第 3 項関係]

1 初期費用

(1) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額

(2) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、登録手数料として当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 回線維持費用

回線種別	品目	料金
LTE	回線提供タイプ	0 円

(2) 月額回線費用

(i)SIM 契約タイプを月額とするもの

細目	SIM 種別区分	料金
月額回線費用	データ	別途契約者に示す金額
	SMS	別途契約者に示す金額
	SMS なし(CS ドメイン接続)	別途契約者に示す金額
	データ(5G NSA)	別途契約者に示す金額
	SMS (5G NSA)	別途契約者に示す金額
	SMS なし(CS ドメイン接続 /5G NSA)	別途契約者に示す金額

備考

(1)暦月あたりのバンドルクーポンの容量は、契約者が当社の定める範囲で指定するものとします。

(2)当社は暦月の初日に契約者が指定した容量のバンドルクーポンを割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

(ii)SIM 契約タイプをプリペイドとするもの

細目	料金
月額回線費用	別途契約者に示す金額

備考

(1)種類をタイプ I、SIM 契約タイプをプリペイドとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの提供期間は、タイプ I 用 SIM カードの開通日から当社が定める範囲で契約者が指定した期間までとします。

(2)前項の定めにかかわらず、種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの提供期間中に当該サービスで利用するクーポンが追加された場合、当該サービスの提供期間は当該クーポンの利用期限まで延長されます。

(3)前項に定めるクーポンの追加により、提供期間が延長された場合のデータ通信量の利用期間は次の通りとします。

(i)クーポンの追加による前から利用可能であったデータ通信量にあつては、データ通信の利用が可能となった月から 5 ヶ月後の末日

(ii)クーポンの追加によって利用可能となったデータ通信量にあつては、当該クーポン追加の日から 5 ヶ月後の末日

(4)バンドルクーポンの容量は、契約者が当社の定める範囲で指定するものとします。

(5)タイプ I 用 SIM カードの開通日が、契約者の指定する送付先に当該 SIM カードが到着した日から 4 年以内に決定されない場合、当該 SIM カードは無効になるものとします。

(3) 貸与機器

機能区分	形状区分	料金
データ通信機能	マルチ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円

(4) BB ユニバーサルサービス料

細目	料金
BB ユニバーサルサービス料 (注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注 1) BB ユニバーサルサービスとは、人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、必要な費用を各通信事業者が応分に負担する制度です。当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード又は当社が提供する SIM プロファイル毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づき年度ごとに変更される場合があります。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)対象外役務に該当し、事前に申請のあった対象を除きます。

3 一時費用

(1) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として別途契約者に示す金額